

認知症初期集中支援チーム検討委員会について

安城市高齢福祉課

1 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症の（疑われる）人およびその家族を訪問し、アセスメントや家族支援等の初期（初動）の支援を包括的・集中的（概ね6ヶ月以内）に行い、自立生活のサポートを行うことを目的とする。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム

認知症初期集中支援チームのメンバー



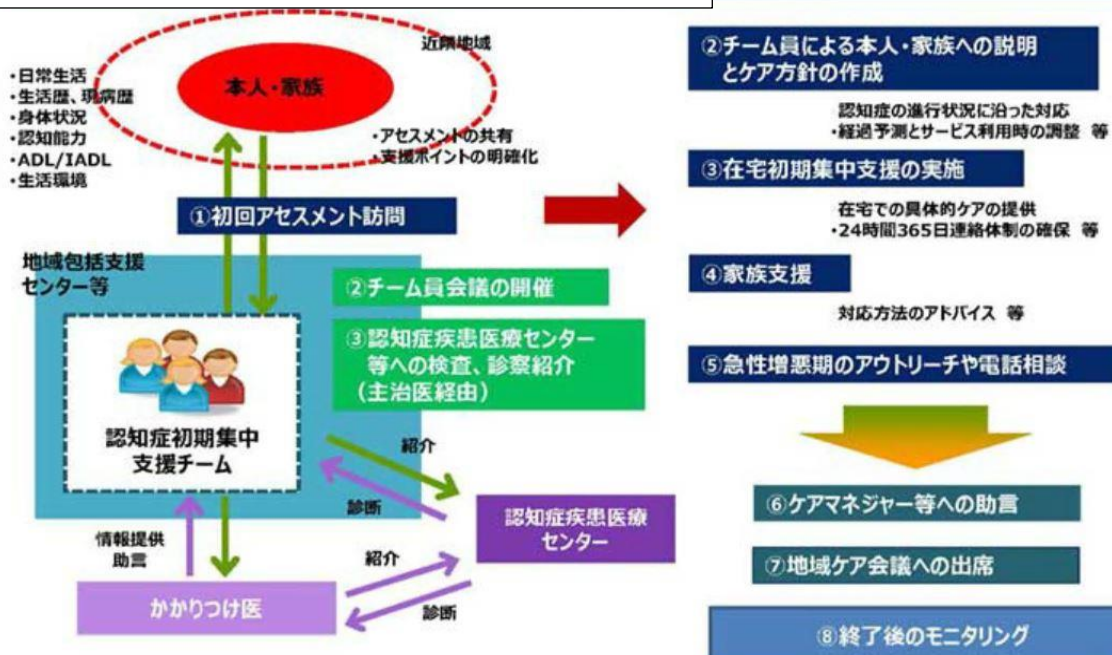
配置場所 地域包括支援センター等
診療所、病院、認知症疾患医療センター、市町村の本庁

【対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のいずれかの基準に該当する人

- ◆ 医療・介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人
 - (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
 - (イ) 継続的な医療サービスを受けていない人
 - (ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない人
 - (エ) 診断されたが介護サービスが中断している人
- ◆ 医療・介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している

認知症初期集中支援のイメージ



(認知症初期集中支援チーム員テキストより)

2 認知症初期集中支援チーム検討委員会

検討委員会は、支援チームの設置や活動状況について検討し、当該活動を行う地域の関係機関等と一体的に事業を推進していくための合意形成の場となる。

3 開催時期

原則として、年2回（年度当初、年度途中）を目安として地域ケア推進会議の中で開催。

4 委員会の構成メンバー

地域ケア推進会議のメンバーおよび認知症地域支援推進員1名。

(1) 委員会メンバー

認知症初期集中支援チーム員研修テキストより、委員会のメンバーは、①医療・保健・福祉に携わる職能団体（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等）、②医療・保健・福祉以外の地域の社会的資源や地域における相談事業等を担う関係者、③認知症ケアに関する学識経験者で構成。委員会には会長を置き、構成員の互選により選任する。